「名古屋城天守閣整備事業令和6年次石垣保存対策工事」 に係る価格等の交渉結果について

令和6年11月18日

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

1. 工事概要

(1) 発注者

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

(2) 工事名

名古屋城天守閣整備事業令和6年次石垣保存対策工事

(3) 工事場所

名古屋市中区本丸1番1号

(4) 工事内容

天守台北側内堀御深井丸側石垣についての保存対策工事を行うものである。

(5) 工事期間

令和6年10月30日から令和7年3月21日まで

2. 価格等の交渉

(1) 実施方法

価格等の交渉とは、優先交渉権者から提出された見積書及び見積条件書に関して内容確認を行ない、必要な見積条件の見直しや見積額の変更等の交渉を行なうことである。以下に価格交渉等の実施方法について示す。

- ① 優先交渉権者は、設計業務等契約において発注者に部分引渡しした設計成果物に対して、工事施工業務の事業費の内訳が確認できる事業費内訳書を付した見積書、数量調書及び見積条件書(以下「当初見積書等」という。)を発注者に提出する。
- ② 発注者及び優先交渉権者は、①の規定により提出された当初見積書等の内容について価格等の交渉を行い、見積条件等を見直す必要がある場合には、見直しを行う。
- ③ ②の規定により見直しを行った場合、優先交渉権者はその内容を踏まえ修正した当初見積書等を提出し、改めて②に基づく交渉を行う。
- ④ ②、③に基づく交渉の結果、発注者が作成した参考見積額と当初見積書の見積額が著しく乖離していない場合又は乖離しているがその内容の妥当性や必要性が認められる場合、かつ、各工種の直接工事費が積算基準や特別調査結果等と著しく乖離していない場合又は乖離しているがその根拠として信頼性のある資料の掲示がある場合であって、その他本工事請負契約の締結に必要な条件等に照らして問題がない場合には、価格等の交渉が成立するものとする。
- ⑤ ②、③に基づく交渉の結果、④の成立に至らなかった場合は、価格等の交渉を不成立とする

(2) 経過

- 1) 施工方法等の確認及び価格交渉の内容
 - 令和6年8月22日
 - ・図面・当初見積書の受領

令和6年9月12日 第1回 価格交渉協議

- ・受領した図面・当初見積書に基づき、以下について確認した。
 - ・仮設工事の人工計上の項目等について、他の作業と兼用可能な部分について指摘し、見直しを行った。
 - ・仮設材の設置期間について、準備期間や検査期間など設置不用な期間について も計上されていたため、見直しを行った。
 - ・仮設資材荷卸し荷揚げについて、作業時期をまとめることで回数を減じること が出来るものについて見直しを行った。
 - ・内堀底仮設設置面及び施工石垣面の除草について、名古屋城にて行うこととしたため、見積に含めないこととした。
 - ・鉄筋挿入に伴う付帯工事について、名古屋城の時間外作業となるものについて、 で、 適正な日数となるように見直しを行った。

令和6年9月18日 第2回 価格交渉協議

・前回の協議事項を踏まえた見積書を受領。

令和6年9月25日 第3回 価格交渉協議

- ・前回の協議事項を踏まえた見積書を受領。
- ・工事費について、提出された見積書の妥当性が確認でき、双方で合意した。

2) 学識経験者からの意見聴取状況

上記の価格等交渉を踏まえ、令和6年9月27日、名古屋城天守閣整備事業に係る技術提案・交渉方式の実施に伴う意見聴取会に価格等交渉結果について報告し、 意見を聴取した。主な意見は以下の通り。

- ・石垣保存対策工事のこれからのスケジュールについて確認
- ・本工事における仮設工事の考え方について確認。
- ・石垣保存対策の工法について施工内容の詳細を確認。
- ・価格交渉の内容、見積条件及び見積額は妥当であると判断できる。

令和6年9月25日、優先交渉権者から価格等の交渉結果を踏まえた見積書等(以下「改定見積書等」という。)の提出を受け、発注者は改定見積書等に基づき予定価格を定めた。令和6年10月1日、優先交渉権者から最終見積書等の提出を受け、発注者と優先交渉権者の見積合せの結果、最終見積書等における工事請負の事業費が予定価格以下であったため、令和6年10月30日、優先交渉権者と工事請負の契約を締結した。

契約者 竹中工務店名古屋支店契約金額 95,744,000円